

○総務省告示第二百二十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録したDEKRAサーティフィケーション・ジャパン株式会社から住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月二十日

総務大臣 松本 剛明

一 登録証明機関の住所

変更後	変更前
神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町一三四横浜 ビジネスパークウエストタワー七階	東京都立川市曙町一丁目二八番一〇号ウエス トウイング七階

二 変更年月日

令和五年四月一日